

コンビニの問題を適切に解決する仕組みとして の加盟店と本部の団体交渉を目指して

——企業と金融サービスに関するオーストラリア連邦議会合同
委員会「フランチャイジング行為規則の運用と効果
に関する調査報告書（2019年）」を参考に——

木 村 義 和

- 第1章 2019年3月15日中央労働委員会の命令公布
- 第2章 企業と金融サービスに関するオーストラリア連邦議会合同委員会の
フランチャイジング行為規則の運用と効果に関する調査報告書
- 第3章 委員会勧告への意見とそこで示された問題点
- 第4章 団体交渉に関する委員会への意見
- 第5章 結びにかえて

第1章 2019年3月15日中央労働委員会の命令公布

第1節 本稿の目的序論

2019年3月15日金曜日に中央労働委員会（以下、中労委とする。）は、セブン-イレブン加盟店オーナーとファミリーマート加盟店オーナーの労働組合法上の労働者性を否定し、これら加盟店オーナーが加入するコンビニ加盟店ユニオン及びその下部組織のファミリーマート加盟店ユニオンとの団体交渉を本部が拒否したことは不当労働行為にあたらないと判断し

た⁽¹⁾。地方労働委員会（以下、地労委とする。）での命令⁽²⁾を取消し、コンビニ加盟店オーナー達は団体交渉権を持たないと中労委は判断したのである。

中労委の命令に対し、コンビニ加盟店ユニオン副執行委員長の高橋義隆氏は「行政から死の宣告を受けたような気持ち」と語っている⁽³⁾。筆者も、コンビニ加盟店オーナーの苦境を救おうとしなかった中労委には憤りを感じる。コンビニ加盟店オーナー達が団結し、コンビニ加盟店が抱える諸問題をコンビニ本部と話し合いで解決する道が一つ閉ざされてしまったからである。

しかし、本稿は中労委の命令を分析し、批判を行うことが目的ではない。コンビニ加盟店オーナーに労組法上の労働者性が認められる以外の方法で、コンビニ加盟店オーナーが団体交渉権を有する方途を考えたいからである。すなわち、本稿の目的は、コンビニの問題を適切に解決する仕組みの一つとして、団体交渉権をコンビニ加盟店団体に与える提案をすることにある。

(1) 中央労働委員会「セブン-イレブン・ジャパン不当労働行為再審査事件（平成26年（不再）第21号）命令書」。中央労働委員会「ファミリーマート不当労働行為再審査事件（平成27年（不再）第13号）命令書」。

(2) セブン-イレブン・ジャパン事件・岡山県労委決平 26年3月13日別冊中労時 1461号1頁（2014年）、ファミリーマート事件・東京都労委決平 27年3月17日別冊中労時1488号1頁（2015年）。

(3) レイバーネット「中労委がコンビニオーナーの団体交渉認めず！～「労働者性」めぐり闘いは司法の場へ」<<http://www.labornetjp.org/news/2019/0315maeda>> accessed on 2019.5.1. 2019年3月16日にもANN Newsで放送されている。<https://www.asahi.co.jp/webnews/pages/ann_000149995.html> accessed on 2019.4.1.

コンビニの問題を適切に解決する仕組みとしての加盟店と本部の団体交渉を目指して

第2節 コンビニ加盟店オーナーが労組法上の労働者であると主張し、 団体交渉権を欲した理由

本稿のテーマを考察するにあたって、最初に、どうしてコンビニ加盟店オーナー達は、自らを労組法上の労働者であると主張し、コンビニ本部に対して団体交渉を求めたのだろうかについて述べたい。

1 コンビニ加盟店オーナーは事業者であるか、それとも労働者であるのか

コンビニ加盟店オーナー達が自らを労組法上の労働者であるとしたコンビニ加盟店ユニオンの主張を理解するために、コンビニ加盟店オーナーが事業者であるのか、労働者であるのかについて考えたい⁽⁴⁾。

セブン-イレブンとファミリーマートの事件に関して、地労委は、コンビニ加盟店オーナー達は労組法上の労働者であると判断した⁽⁵⁾が、中労委は、労組法上の労働者ではないと判断している。一方で、中労委は、コンビニ加盟店オーナーが事業者であるか、それとも労働者であるのかについて、顕著な事業者性を持つと判断しているのである。中労委は「加盟者は、独立した事業者であり、自身の小売事業の経営全体に関し、事業の形態や店舗数等に関する判断、また、日々の商品の仕入れの工夫や経費の支出等に関する判断や業務の差配によって、恒常的に独立した経営判断により利得する機会を有しているとともに、自らの行う小売事業の費用を負担し、その損失や利益の帰属主体となり、他人労働力等を活用して、自らリスクを引き受けて事業を行っているのであって、顕著な事業者性を備えているといえることができる。」と述べ、コンビニ加盟店オーナーは、事業者

(4) コンビニ加盟店オーナーの労働実態については、土屋直樹「コンビニエンスストアにおける経営と労働」日本労働研究雑誌678号41頁以下（2017年）参照。

(5) 前掲注(2)。

であると判断した⁽⁶⁾。

そして、学説の中にも、コンビニ加盟店オーナーを労組法上の労働者とすることに批判的な見解もあり、賛否は分かれている⁽⁷⁾。このようにコン

(6) 中央労働委員会「セブン-イレブン・ジャパン不当労働行為再審査事件（平成26年（不再）第21号）命令書」133頁以下。なお、中央労働委員会「ファミリーマート不当労働行為再審査事件（平成27年（不再）第13号）命令書」129頁以下においては、「加盟者は、独立した小売事業者であるところ、自身の小売事業の経営全体に関し、法人化、契約形態、店舗数等に関する経営判断、また、日々の商品の仕入れの工夫や経費の支出等に関する判断や業務の差配によって、恒常的に独立した経営判断により利得する機会を有しているとともに、自らの行う小売事業の費用を負担し、その損失や利益の帰属主体となり、補助的な範囲のものにとどまらない他人労働力等を活用して、自らリスクを引き受けて事業を行っているのであって、顕著な事業者性を備えているとすることができる。」と判断している。

(7) コンビニ加盟店オーナーを労働者とすることに反対する説として、神田弁護士は、「コンビニ・フランチャイズ制度は、共同事業の枠組みの中での各自の役割分担を定めたものであり、そこには事業者の独立性が認められる。」としてコンビニ加盟店オーナーを労組法上の労働者とした地労委の判断に無理があるとしている。神田孝『フランチャイズ契約の実務と書式』290頁以下（三協法規出版、改訂版、2018年）。コンビニ加盟店オーナーを労働者とすることに賛成する説として、橋本陽子教授は、コンビニ加盟店オーナーが労組法上の労働者であると判断した地労委を概ね支持できるとした。そして、労組法上の労働者性が認められるコンビニ・オーナーが独禁法上の「事業者」とはいえないことによって、優越的地位の濫用（独禁法19条）による保護の対象から除外されることになるのではないかが問題となるが、コンビニ・オーナーで組織する労働組合が労組法上の労働組合であると認められたとしても、労働協約によってフランチャイズ契約が規制されているとはいえないため、フランチャイズ・システム全体に対する優越的地位の濫用による規制は影響を受けないと述べている。橋本陽子「コンビニ・オーナーの労働者性：フランチャイズ契約と労働法」日本労働研究雑誌59巻1号38頁以下（2017年）。その他、大山盛義教授も就労実態に照らし、コンビニ加盟店オーナーの労組法上の労働者性を認めた地労委の命令に賛成している。大山盛義「フランチャイズ・コンビニ加盟店主の労組法上の労働者性」季刊労

コンビニの問題を適切に解決する仕組みとしての加盟店と本部の団体交渉を目指して

コンビニ加盟店オーナーが労組法上の労働者であるか、あるいは、労組法上の労働者性を持つかについては争いがあるが、地労委のいうようにコンビニ加盟店オーナーが労組法上の労働者性を持つにしても、コンビニ店舗を営んでいるコンビニ加盟店オーナーを事業者ではないとすることはできないであろう。コンビニ加盟店オーナーは労組法上の労働者性を持つ事業者であると考ええる。

このように、コンビニ加盟店オーナーを事業者性が全くない純粋な労働者とするのは難しいように思える。しかしながら、コンビニ加盟店オーナー達は、自らを労組法上の労働者であると主張していた。それでは、どうして事業者であるコンビニ加盟店オーナー達が、自らを労組法上の労働者であると主張したのであるか。それは、コンビニ加盟店オーナー達が団体交渉権を欲していたからである。

今回の中労委の事件で重要な点は、コンビニ加盟店オーナーが労組法の労働者であるかどうかではない。本来、事業者であるはずのコンビニ加盟店オーナー達が、自らを労働者であると言わざるを得ないような環境に置かれていること、そして、その問題の解決のためにコンビニ加盟店オーナー達は団体交渉権を欲していたという点にあるのである。

2 コンビニ加盟店オーナー達が団体交渉を求めた理由

それでは、どうしてコンビニ加盟店オーナー達が団体交渉を求めたのであろうか。

中労委が指摘している通り、現在のコンビニ加盟店オーナーとコンビニ本部には交渉力に格差がある⁽⁸⁾。したがって、現在のコンビニ加盟店が抱

働法246号81頁（2014年）、大山盛義「ファミリーマート店長の労組法上の労働者性について」季刊労働法252号236頁（2016年）。

(8) 本章第3節で示す通り、今回の中労委の命令には付言があり、中労委は、付言にお

える問題をコンビニ加盟店オーナーが単独で本部と交渉することは難しい。だからこそ、コンビニ加盟店オーナーは団結し、集団となって本部と交渉をするために、コンビニ加盟店ユニオンを結成した⁽⁹⁾。すなわち、小規模事業者である個別のコンビニ加盟店オーナーとコンビニ本部との関係は非対等ではあるが、コンビニ加盟店オーナーが団結すれば、コンビニ本部とわずかではあるが対等な関係に近づくことができる。そして、コンビニ加盟店オーナー達は、個別ではなく集団でコンビニ本部と話し合いをすることによって、コンビニ加盟店オーナー達が抱える問題の解消を目指したのである。

コンビニ加盟店ユニオンが、本部と対話をする、すなわち、団体交渉を実現する唯一の手段は、コンビニ加盟店オーナーが労組法上の労働者性を認められ、団体交渉権を獲得することであった。現在の日本の法律では、労組法上の労働者であると認められる以外に、コンビニ加盟店オーナー達が、コンビニ本部との団体交渉権を獲得する方法が無かったためである。

しかし、このコンビニ加盟店オーナー達の団体交渉権獲得の願いは中労委に斥けられてしまった。この中労委の命令に対し、連合の事務局長は、労組法にもとづき労働者の団結権の擁護などを目的に設置されている国の機関たる中労委が、交渉力格差を認めつつも、その解を当事者の配慮に委ねた姿勢を示したことは疑問であり、就労形態の多様性を直視したものとは言い難いと中労委の判断を批判する談話を発表している⁽¹⁰⁾。このような中労委への批判もある中、コンビニ加盟店ユニオンはこの中労委の処分取

いて、本部とコンビニ加盟店オーナーの交渉力格差を認めている。

(9) コンビニ加盟店ユニオン綱領・活動方針 <<https://www.cvs-union.net/p2>> accessed on 2019.5.1.

(10) 日本労働組合総連合会・相原康伸事務局長「労組法上の労働者性判断に関する中労委命令に対する談話」 <https://www.jtuc-rengo.or.jp/news/article_detail.php?id=1033> accessed on 2019.5.1.

コンビニの問題を適切に解決する仕組みとしての加盟店と本部の団体交渉を目指して

消を求めて、行政訴訟を行うとしている。とはいえ、現在では、団体交渉の道は閉ざされてしまっている状態である。

それでは、コンビニ加盟店オーナー達は労組法上の労働者として認められる以外に、団体交渉権を獲得することはできないのだろうか。

第3節 日本の中労委の付言

コンビニ加盟店オーナー達の団体交渉権の獲得という点に関係し、中労委が今回の命令につけた付言を見てみたい。中労委は、「本件における加盟者は、労組法による保護を受けられる労働者には当たらないが、会社との交渉力格差が存在することは否定できないことに鑑みると、その格差に基づいて生じる問題については、労組法上の団体交渉という法的な位置付けを持たないものであっても、適切な問題解決の仕組みの構築やそれに向けた当事者の取組み、とりわけ、会社側における配慮が望まれる。」と述べている。中労委は、コンビニ加盟店オーナーを労組法上の労働者とすることはできないとしつつも、加盟店と本部の交渉力格差があることを認めている。そして、中労委は、この格差を是正し、コンビニ問題を解決する仕組みがないことを認めているのである。それでは、中労委の言うこのコンビニの問題を適切に解決する仕組みとは一体何であろうか。これを考えるうえでオーストラリアでの動きが参考になる。

第4節 フランチャイジーに実行可能な団体交渉権を認めようとするオーストラリアでの動き

中労委がコンビニ加盟店オーナー達の願いを打ち砕いた時とほぼ同じ時期である2019年3月14日に、オーストラリアでは、コンビニ加盟店オーナー達に実行可能な団体交渉権を認めるべきであるとの内容が記載された「フランチャイジング行為規則の運用と効果に関する調査報告書 (An inquiry into the operation and effectiveness of the Franchising Code of

Conduct)」を企業と金融サービスに関するオーストラリア連邦議会合同委員会（Parliamentary Joint Committee on Corporation and Financial Services）が公表した⁽¹¹⁾。コンビニ加盟店オーナーに団体交渉権を認めなかった日本とは真逆ともいえる動き、すなわち、コンビニ加盟店オーナーも含めたフランチャイジー（フランチャイズ加盟店）に実行可能な団体交渉権を認めようとする動きがオーストラリアで起きているのである。

いったい、なぜこのような動きが起きているのだろうか。この動きは、中労委の判断に絶望を感じている日本のコンビニ加盟店オーナー達を救う参考になるのでないだろうか。

以上の問題意識から、本稿では、このフランチャイジーに実行可能な団体交渉権を認めようとするオーストラリアの動きを分析したい。そして、本稿が、コンビニ加盟店オーナー達が本部との団体交渉権を得るための一助となることを願う。これが本稿の目的である。

第2章 企業と金融サービスに関するオーストラリア連邦議会合同委員会のフランチャイジング行為規則の運用と効果に関する調査報告書

第1節 調査報告書の概要

2019年3月14日、企業と金融サービスに関するオーストラリア連邦議会合同委員会（以下、委員会とする。）は、オーストラリアにおけるフランチャイジングに関する調査報告書（以下、調査報告書とする。）を公表した。

(11) Parliamentary Joint Committee on Corporation and Financial Services, An inquiry into the operation and effectiveness of the Franchising Code of Conduct. <https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/Joint/Corporations_and_Financial_Services/Franchising/Report> accessed on 2019.3.30.

コンビニの問題を適切に解決する仕組みとしての加盟店と本部の団体交渉を目指して

調査報告書において、委員会は、オーストラリアにおけるフランチャイズの環境は悪化しており、フランチャイジーの保護が適切になされていないと指摘している。そして、フランチャイジング行為規則 (Franchising Code of Conduct) は適切な開示をフランチャイザー (フランチャイズ本部) に義務づけることを中心に発展してきたが、契約によってフランチャイザーが優越的な地位を濫用している実態もあり、小規模事業 (small business) を行うフランチャイジーの保護には開示だけでは不十分であると述べている⁽¹²⁾。

そこで、委員会は、フランチャイジング行為規則を改正し、オーストラリア競争・消費者委員会 (Australian Competition and Consumer Commission/ 以下、ACCCとする。) に責任と権限を与える旨の勧告 (Recommendation) を調査報告書においてしている。この勧告による改正案は、開示、フランチャイズ登録制度、サプライヤーリベート、告発者保護、不公正契約条項、クリーングオフ期間、脱退の権利等、項目でいえば17の勧告となり、多岐にわたる。この勧告の目的は、オーストラリアのフランチャイズ産業を再構築し、フランチャイザーとフランチャイジーが合法的なビジネスによって得られる利益を適切に分配することであると委員会は述べている⁽¹³⁾。

この委員会の調査報告書における勧告で注目すべき点は、団体交渉

(12) Id., at 12-14. もっとも、現行のフランチャイジング行為規則では、非良心的行為規制が機能していないと評価されることも多い。その原因として、ACCCによる規制事例が少ないことやACCCに非良心的行為を申告した者に対する違法行為者からの報復行為を規制する規定がないことが挙げられている。長谷河亜希子「Small businessの保護とフランチャイズ規制——オーストラリアに焦点を当てて」金井貴嗣ほか編『船田正之先生古稀祝賀 経済法の現代的課題』435頁以下 (有斐閣, 2017年)。

(13) Id., at 193-202.

(collective bargain)⁽¹⁴⁾を含めた団体行動 (collective action) の権利をフランチャイジーに認めることを勧告しているという点である。委員会は、現在のオーストラリアのフランチャイズ産業の現状では、フランチャイジーに実行可能な団体交渉が認められなければ、これを改善することはできないと考えているのである。そこで、以下では、委員会の調査報告書に従ってオーストラリアフランチャイズ産業の現状について述べる。

第2節 オーストラリアフランチャイズ産業の現状と委員会による勧告の視点

調査報告書では、グリフィス大学の調査に基づき、オーストラリアのフランチャイズ産業の実態を次のように述べている。

フランチャイズ産業はオーストラリアの主要な産業の一つとなっており、2016年にはGDPの約9%を占めるに至った。オーストラリアでは7万9000のフランチャイズ店舗が存在し、47万2000人の労働者がそこで働いている。フランチャイズ店舗の総売上高は1460億オーストラリアドルである。このようにオーストラリアでは、フランチャイズ産業は巨大産業となっている。

そして、調査報告書では、巨大産業がゆえにオーストラリア経済に影響を及ぼすフランチャイズ産業を効率的かつ効果的に運用していかなければならないとしている。調査報告書によれば、オーストラリアでは、フランチャイザーとフランチャイジー間に力の格差があることを前提に規制が行

(14) CCAにおいて団体交渉 (collective bargain) とは、次のように定義されている。団体交渉とは複数のビジネスが団体となり、交渉相手となる顧客やサプライヤーと契約条項や条件、価額を交渉することである。団体の代表として交渉をさせるために、代理人、業界団体などの代表者を選任することができる。Australian Consumer and Competition Commission, Small Business Collective Bargain Notification and Authorisation Guideline, December 2018, at 2. その他、CCASubdivisionBも参照。

コンビニの問題を適切に解決する仕組みとしての加盟店と本部の団体交渉を目指して

われてきたが、しかし、規制が不十分で力の不均衡が是正されていない。経済的な事情の変化によって、フランチャイザーがフランチャイジーに不利益を強いることが行われているとしている。例えば、フランチャイザーの近隣出店によるフランチャイジーの商圈侵害やフィーの増額、フランチャイザーによるフランチャイジーのサービスの削減等が行われても、フランチャイジーは不十分な救済しか受けられていなかった⁽¹⁵⁾。

そこで、「透明性 (transparency) と説明責任 (accountability)」「公正 (fairness) と保護 (protection)」「教育 (education) と注意 (awareness)」という視点で委員会はフランチャイジング行為規則の改正案を勧告した。

団体行動については、このうちの「公正と保護」に該当し、フランチャイザーによるフランチャイジーに対する搾取を防ぐためのものとしている⁽¹⁶⁾。

第3節 フランチャイズ加盟店オーナーに実行可能な団体交渉権を認める旨の委員会の勧告

調査報告書ではフランチャイズ加盟店オーナーに実行可能な団体交渉を認める旨も勧告しているが、これは次のような内容である。

勧告14.1

14.39 委員会は、フランチャイジーの規模や他の性質にかかわらずすべてのフランチャイジーが合法的に彼らのフランチャイザーと団体交渉を行うことができるようにするため、オーストラリア政府が ACCC の「クラ

(15) Parliamentary Joint Committee on Corporation and Financial Services, supra note 11, at xiv.

(16) Parliamentary Joint Committee on Corporation and Financial Services, supra note 11, at 4.

ス免除 (class exemption)」に関する提案を実行することを勧告する。

- ・提案は、フランチャイズビジネスモデル、紛争解決、そして情報の共有に関する団体行動も含まれる。
- ・届出 (notification) と認可 (authorization) のための費用は、フランチャイジーと他の小規模事業者にとっての障害とならないように、減額される。
- ・団体交渉のためのクラス免除の効果に優先するまたはこれを制限することを目的としたあらゆる契約条項は不公正契約条項法のもとで違法となる。

勧告14.2 委員会は、集団で問題を追及することを試みているフランチャイジーをフランチャイザーが妨害行為をしていないかどうかを ACCC が調査を行い、この調査の結果をもとに ACCC が適切な行為を行うことを勧告する。

このように調査報告書にいう「団体行動」には団体交渉が含まれているだけでなく、その他にも、問題や紛争解決のために団体に交渉、調停、仲裁を行うことも含まれている。しかし、勧告の内容からも分かるように、委員会の主な狙いはフランチャイジーに実行可能な団体交渉権を与えることであった。委員会は、事実上、団体交渉を不可能にしている「クラス免除」になるために必要な ACCC への届出や認可を見直し、全てのフランチャイジーが何の制限もなく団体交渉をするようにすべきとの ACCC の提案を実行することを求めていたのである⁽¹⁷⁾。以下では、この点について分析を行う。

(17) Australian Competition and Consumer Commission, Potential ACCC Class Exemption for Collective Bargaining, discussion paper, 23 August 2018, at 1.

コンビニの問題を適切に解決する仕組みとしての加盟店と本部の団体交渉を目指して

第4節 現行法の内容

1 フランチャイジーの団結権の保障と団体交渉の制限

現行のフランチャイジング行為規則においても、フランチャイジーの団体行動は認められていた。すなわち、フランチャイジング行為規則33条において、フランチャイジーの団結の自由と合法的な目的のために連携する権利は保障されていた。しかし、このようにフランチャイジーの団結権は明確に保障されているものの、フランチャイジーがフランチャイザーと合法的に団体交渉を行うことができるかについては、この規定から明確に導き出すことはできなかった。それは、オーストラリア競争・消費者法 (the Competition and Consumer Act 2010. 以下、CCA とする。) 45条は、競争を減殺するような行為を禁止しているが、フランチャイジーの団体交渉はこれに抵触する疑いがあったためである。

しかしながら、ACCC の暫定委員長 Mick Keogh は「ビジネスは、団体として顧客やサプライヤーと交渉した方が時に良くなる場合がある。巨大なビジネスと効果的に交渉して契約の条項や条件をより良いものにするためには個人でできることは限られており、団体行動をすることによってより効果的に交渉できる。」と発言していることから分かるように、団体交渉の効果について肯定的に捉える考え方が ACCC 内では主流であった⁽¹⁸⁾。このため、フランチャイジーが団体交渉をすることができないという点については批判が多かった⁽¹⁹⁾。そこで、2017年にオーストラリア連邦議会は、オーストラリア競争・消費者法第4章で規定しているクラス免

(18) <<https://www.accc.gov.au/media-release/accc-considering-collective-bargaining-exemption>> accessed on 2019.4.1.その他, Australian Competition and Consumer Commission, Re: ACCC class exemption for collective bargaining—update, 19 December 2018, at 1-2. も参照。

(19) Parliamentary Joint Committee on Corporation and Financial Services, *supra* note 11, at 194-195.

除 (class exemption) に該当すれば、団体交渉を行うことができるように CCA を改正した。

2 制限的な団体交渉

このようにフランチャイジーに制限的な団体交渉が認められることになったものの、まだ問題は残されていた。このクラス免除になるには、すなわち、オーストラリア競争・消費者法の規定に違反すること無く団体交渉を行う場合には、ACCCへ届出 (notification) または ACCC から認可 (authorisation) を受けることが必要であったからである⁽²⁰⁾。届出につき CCA93AB 条は、実質的な競争減殺の目的又は効果を有する取決めについては ACCC に届出を行うことにより CCA の規制の適用免除になる旨を規定している。また認可につき、CCA88 条は、申請に基づき法人が反競争的行為を行う事を認可することができるかと規定している。このようにフランチャイジーが団体交渉を合法的に行うには、ACCC への届出または ACCC からの認可を受ける必要があったが、次節で述べる通り、この届出と認可は事実上の団体交渉の妨げとなっていた。

第5節 届出と認可に関する現行法の問題点

CCA の改正により、フランチャイジーは団体交渉を行う事ができるようになっていたものの、団体交渉を行うための届出と認可は非常に利用しにくいものになっていた。届出と認可は事実上の団体交渉の妨げとなっていたのである。

⁽²⁰⁾ 認可に比べ届出はより簡易な手続である。届出は有効な届出があつてから14日後に効力を発し、3年間有効である。認可は、最長6ヶ月の審査があり、認可後5年間有効である。Australian Consumer and Competition Commission, *supra* note 14, at 4-5.

コンビニの問題を適切に解決する仕組みとしての加盟店と本部の団体交渉を目指して

すなわち、届出は、1年間の取引の額が300万ドル未満のものに限定されており、後日、ACCCが、(1)当該取引が競争を実質的に減殺するものであり⁽²¹⁾、かつ、(2)当該取引が公共に与える損害が当該取引によってもたらされる公共の利益を上回ると認定したときは、適用免除が取り消されることになっていた⁽²²⁾。認可については、結論が出るまで最長で6ヶ月もかかり、迅速な問題解決の妨げになっていた。また、書式の費用も届出は1000オーストラリアドル、認可は7500オーストラリアドルと高額になっていたため、費用の面でもフランチャイジーに大変な負担になっていた⁽²³⁾。

このような制限や手続の複雑さと費用がフランチャイジーの団体交渉を困難にしているとの批判があった。実際、フランチャイズ関係以外のものも含めて団体交渉のためにこの認可や届出を過去3年間に利用した者は、認可が13件、届出が3件とごく僅かに留まっており、フランチャイジーからの申請については、過去5年間でゼロであった⁽²⁴⁾。優越的な地位を持

(21) CCA93AB条(2)から(4)。

(22) CCA93条(3A)。

(23) Parliamentary Joint Committee on Corporation and Financial Services, *supra* note 11, at 194. See also, Australian Competition and Consumer Commission, *Small Business Collective Bargaining Notifications and the Competition and Consumer Act*, November 2017, at 1-2.

(24) NSW Small Business Commissioner, *Submission on Potential ACCC Class Exemption for Collective Bargaining*, 21 September 2018, at 4.

なお、2007年から2017年において、ACCCは、160件の団体交渉についての認可と届出の申請を受けている。そのうち、147の申請を認めている。認可申請につき、2件だけACCCは認めず、問題点を指摘された後、2件は申請者によって申請の撤回があった。届出は、2件はACCCによって無効となり、問題点を指摘された3件は申請者によって申請の撤回があった。4件は他の理由により撤回された。Australian Competition and Consumer Commission, *supra* note 17, at 1-4.

つフランチャイザーとフランチャイジーが個別に交渉するのは非常に困難であったため、団体交渉が求められていたのにもかかわらず、これらの障害が、フランチャイジーが団体交渉を行うことを妨げていたのである⁽²⁵⁾。

第6節 委員会の勧告のポイント

そこで、委員会は上記の勧告を行い、団体交渉の妨げになっているものを解消しようとした。上記委員会の勧告のポイントは以下に集約できであろう。

- (1)すべてのフランチャイジーはその規模や性質に関係なく、フランチャイザーと団体交渉を行うことができる。
- (2)認可や届出なしにフランチャイジーはフランチャイザーと合法的に団体交渉ができる。すなわち、今まで要した費用や時間をかけずにフランチャイジーは団体交渉を行う事ができる。

勧告の通りにフランチャイジング行為規則が改正されれば、フランチャイジーが団体交渉を行うための制限がなくなり、さらに団体交渉を始めるために費用や時間をかけることが不要となるため、フランチャイジーは団体交渉を行うことができるようになると委員会は考えた。そして、この改正によって、フランチャイザーとフランチャイジーの力の不均衡を是正し、フランチャイザーによる強迫行為を減らす重要なメカニズムを提供することになると、委員会は述べている⁽²⁶⁾。

しかしながら、委員会の勧告に問題点がないわけではなかった。この問題点については、次章で述べる。

⁽²⁵⁾ NSW Small Business Commissioner, id., at 4.

⁽²⁶⁾ Parliamentary Joint Committee on Corporation and Financial Services, *supra* note 11, at xiv and 200-201.

コンビニの問題を適切に解決する仕組みとしての加盟店と本部の団体交渉を目指して

第3章 委員会勧告への意見とそこで示された問題点

本章では、委員会勧告の問題点を分析する。

第1節 団体交渉に強制力がないという問題点

最大の問題点は団体交渉に強制力がないことである。委員会の勧告は、フランチャイジーはCCAに違反することなしに自由意思に基づいて団体交渉をすることができるということである。したがって、フランチャイザーが団体交渉を拒否しても、フランチャイザーに何かしらのペナルティが与えられるわけではない。日本の労組法のように団体交渉拒否が不当労働行為になるわけではないのである。すなわち、今回の委員会の勧告は、フランチャイジーが団体交渉をしてもCCA違反にならないという点が主な内容であり、フランチャイジーに団体交渉権を付与したとまでは言えないのである。

第2節 Hardy博士とMcCrystal教授の提言内容

団体交渉に強制力がないという問題点に関して、メルボルン大学ロースクールのHardy博士とシドニー大学のMcCrystal教授は委員会の勧告を評価しつつも、さらに2点の提言をされている⁽²⁷⁾。1点目は、団体交渉に強制力を持たせるという提言である。両氏は、「団体交渉の基本的要素は交渉を望まない相手方に交渉を求める権限を持つ事にある。交渉に自由意思や同意が必要ということになれば、それは交渉とは言えない。したがっ

⁽²⁷⁾ Dr. Tess Hardy, Melbourne Law School and Professor Shae McCrystal, University of Sydney Law School, Submission on Potential ACCC Class Exemption for Collective Bargaining, 21 September 2018, at 2-5.

て、団体交渉に強制力を与えるべきである。」と述べている。

2点目として、両氏は、集団ボイコット (collective boycott)⁽²⁸⁾の権利をフランチャイジーに認めるべきであるとしている。両氏は、フランチャイズ行為規則においてフランチャイジーに団結権が認められているものの、フランチャイザーから報復行為を受けるリスクは無くなっていないという前提に立ち、フランチャイザーとフランチャイジーの力の均衡を実現するためには、フランチャイジーに団体交渉だけではなく、フランチャイジーに集団ボイコットの権利を認めることが必要であるとしている。何かしらの切り札を持たず、交渉に臨んでも、妥結に至るのは難しいと両氏は考えているようである。団体交渉をフランチャイジーが効果的に進め、成果を得るには、集団ボイコットの権利が欠かせないということであろう。

第3節 Hardy 博士と McCrystal 教授の提言に対する委員会の反応

1 団体交渉に強制力を持たせるといふ点に対する委員会の反応

委員会は、団体交渉に強制力を持たせるといふ点については、ACCCの提案に従い、強制力を持たせない旨を明言している。調査報告書には、この理由が明確に述べられていないが、今回の委員会の勧告は、フランチャイジーの団体交渉に対する制限の撤廃、すなわち、届出や認可の手続なしでCCAに違反することなくフランチャイジーが団体交渉を行うことができるようにすることを目的としている⁽²⁹⁾。したがって、委員会勧告の目

⁽²⁸⁾ CCAにおいて、集団ボイコット (collective boycott) とは次のように定義されている。団体交渉をしている団体が、特定の顧客やサプライヤーとの契約条項や条件が合意に達しない場合に、その顧客やサプライヤーからの供給や購入を拒絶することである。Australian Consumer and Competition Commission, *supra* note 14, at 2.

⁽²⁹⁾ Australian Competition and Consumer Commission, *supra* note 23, at 1-4. See also, Australian Competition and Consumer Commission, *Considering Collective Bargaining Exemption*, <<https://www.accc.gov.au/media-release/accc-considering>

コンビニの問題を適切に解決する仕組みとしての加盟店と本部の団体交渉を目指して

的は、フランチャイザーに団体交渉に応じる義務を負わせる、すなわち、強制力のある団体交渉権をフランチャイジーに付与することではないということであろう。

2 集団ボイコットに対する委員会の反応

集団ボイコットについて、委員会は、フランチャイジーの交渉力を高めることになると評価しつつも、この提言に反対している。すなわち、委員会は、集団ボイコットのような強制行為 (coercive action) を認めた場合、ACCC がかなりの程度の監督を行わなければならなくなり、この点について懸念があるとしている⁽³⁰⁾。したがって、委員会は実行可能な団体交渉を実現するだけで十分であると判断しているようである。

第4節 Hardy 博士と McCrystal 教授の提言の検討

Hardy 博士と McCrystal 教授の提言は、強制力のある団体交渉権をフランチャイジーに付与するだけでなく、団体交渉の実質的な成果を実現するために集団ボイコットの権利をもフランチャイジーに与えようとするものである。しかし、委員会はこの2点について否定的な見解を示している。この点を日本の状況にあてはめて考えてみたい。

まず団体交渉については、フランチャイザーに団体交渉に応じる義務を課す必要はあるであろう。実際、コンビニ加盟店ユニオンは何度もコンビニ本部に団体交渉を申し入れているが、未だ実現していない⁽³¹⁾。このこと

collective-bargaining-exemption> accessed on 2019.4.1.

(30) Parliamentary Joint Committee on Corporation and Financial Services, supra note 11, at 200. しかしながら、届出と認可に関する費用がこれらの行為を行う妨げになっていることを委員会は認めている。

(31) 例えば、コンビニ加盟店ユニオンは2019年2月27日および3月6日に団体交渉を申し入れているが、これに応じてもらえてはいない。コンビニ加盟店ユニオン HP 参

から考えると、コンビニ加盟店オーナー団体と本部の話し合いを実現するためには、団体交渉に強制力を与えることは必要であろう。

また、集団ボイコットについては、団体交渉を効果的に行うために必要だと考える。しかし、日本のコンビニ加盟店団体に集団ボイコットを認めるかについてはさらなる検討が必要である。

日本の独占禁止法2条9項1号と一般指定1項は、正当な理由なしに、競争者と共同して取引拒絶を行うことを禁止している。したがって、コンビニ加盟店団体と本部との団体交渉が決裂した場合に、コンビニ加盟店団体が集団ボイコットを行うことは、独禁法2条9項1号と一般指定1項という正当な理由となるかが問題となる。日本では、共同の取引拒絶は公正競争阻害性を持つため原則として違法となる⁽³²⁾。よって、独立の事業者が集団で行うボイコットに正当な理由が認められる可能性は低い。

しかし、コンビニの場合、コンビニ加盟店オーナーの経営に対する裁量は低い。この点、2019年3月15日の中労委の命令においても、「フランチャイズ契約の内容は、加盟者による店舗経営という事業活動の態様について、本部により一方的かつ定型的に決定されているとみるのが相当である。」とされている⁽³³⁾。店舗経営について本部に決定されているコンビニ加盟店が、同一チェーンの他店舗と、独自の経営判断を用いて競争できる余地は少ない。したがって、コンビニ加盟店同士が競争関係にあるとはとても言えない。コンビニ加盟店団体が集団ボイコットを行ったとしても、公正な競争が阻害されるとは言えないであろう。

照。<<https://www.cvs-union.net/p2>> accessed on 2019.5.1.

(32) 金井貴嗣ほか『独占禁止法』256頁以下（弘文堂，第3版，2010年）。

(33) 中央労働委員会「セブン-イレブン・ジャパン不当労働行為再審査事件（平成26年（不再）第21号）命令書」7頁以下。中央労働委員会「ファミリーマート不当労働行為再審査事件（平成27年（不再）第13号）命令書」5頁以下。

コンビニの問題を適切に解決する仕組みとしての加盟店と本部の団体交渉を目指して

そして、すでに述べたとおりオーストラリアにおいても、オーストラリア競争・消費者法（the Competition and Consumer Act 2010. 以下、CCA とする。）45条は、競争を減殺するような行為を禁止しているが、この規定があるにも関わらず、フランチャイジーに集団ボイコットを認めるべきかどうかの議論がオーストラリアでは行われている。日本においても、コンビニ加盟店団体が集団ボイコットの権利を持つことによる効果について、議論をすべきではないだろうか。

また、オーストラリアのCCA でいう集団ボイコットと日本の争議権は性質が異なるが、Hardy 博士と McCrystal 教授が提言した集団ボイコットは争議権のようなものが想定されていると思われる。そこで、日本の争議権を参考に考えると、日本において争議行為が認められるには、主体・目的・態様・手続などが正当でなければならない。したがって、コンビニ加盟店団体が集団ボイコットの権利を持つ場合には、争議行為のように正当性が認められるための要件を定める必要がある。しかし、逆に言えば、主体・目的・態様・手続などが正当であれば、コンビニ加盟店に集団ボイコットが認められることに何の差し支えもないはずである。日本においてフランチャイズ法が制定され、そのフランチャイズ法においてコンビニ加盟店団体に団体交渉権が認められ、集団ボイコットに正当性が認められる場合の要件が規定されれば、この点についての問題は解決される。

さらに、現在の日本では、コンビニが社会インフラであるという地位を築いている。このため、社会インフラであるコンビニ加盟店団体には集団ボイコットの権利が認められないとする主張が本部からなされる可能性がある。しかし、コンビニが集団ボイコートを規制されるような公共性を有しているとはまでは言えないであろう。そもそも、コンビニが社会インフラであり続けるべきか、さらには小規模事業であるコンビニに社会インフラとしての機能を求め続けて良いのかについて考え直さなければならない時

期に来ているのではないだろうか⁽³⁴⁾。社会インフラであるから24時間営業をしなければならないと、コンビニ加盟店オーナーは本部に24時間営業を強制されることまで起きているのが現実である⁽³⁵⁾。社会インフラの名のもと長時間労働を強制されているコンビニ加盟店オーナーのためにもコンビニ加盟店団体に集団ボイコットの権利が認められてしかるべきである。

このように日本において集団ボイコットが認められても、現時点で法的に問題になるようなことはない。むしろ、集団ボイコットは、団体交渉に強制力を持たせる一つ的手段としての有効性は否定できないと考える。コンビニ加盟店団体の団体交渉すら実現していない現在の日本において、本部に加盟店との話し合いのテーブルにつかせるためには、まずは強制力のある団体交渉権を求めて行くことが急務である。従って、この強制力付与の手段としての集団ボイコットの認めることは有効であり、この点、Hardy 博士と McCrystal 教授には賛成する⁽³⁶⁾。

第5節 本章の結び

以上、本章で検討した通り、オーストラリアのフランチャイズ加盟店

(34) 日本フランチャイズチェーン協会は、2009年5月に「社会インフラとしてのコンビニエンスストア宣言」を出している。<<http://www.jfa-fc.or.jp/misc/static/pdf/090528.pdf>> accessed on 2019.4.7.

(35) 24時間営業からの時短営業を求めたコンビニ加盟店オーナーに対して、「コンビニは社会インフラ」を理由に本部はこれを拒否したという事例もあると言う。園田昌也、弁護士ドットコムニュース「「コンビニが社会インフラって誰が決めたのか」オーナーが24時間営業に反発、人手不足で自らワンオペ」<https://www.bengo4.com/c_5/n_7375/> accessed on 2019.4.7.」。

(36) 北野弘久教授が中心となったフランチャイズ法研究会が発表した「フランチャイズ規制法要綱」法時82巻3号82頁以下（2010年）においても、団体交渉についてはフランチャイザーに誠実に応じる義務を課しているものの、集団ボイコットの権利や争議権は規定していない。

コンビニの問題を適切に解決する仕組みとしての加盟店と本部の団体交渉を目指して

(フランチャイジー) 団体が団体交渉をより実行できるようにしようとしているオーストラリアの動きは、非常に参考になるものである。しかし、オーストラリアでは、強制力のある団体交渉権や集団ボイコットの権利までフランチャイズ加盟店に認められるまでには至らなかった。この点は、日本の参考にはならない。

すでに述べたとおり、日本のコンビニ加盟店ユニオンは団体交渉を再三にわたり求めているが一度も実現はしていない。したがって、強制力のある団体交渉権は必要なのである。そして、日本においてコンビニ加盟店オーナーが置かれている状況やコンビニ加盟店が本部との間に抱えている諸問題を考えると、これらの問題を解決するためには、団体交渉をより実効性のあるものにしなければならない。このためにも、集団ボイコットの権利は必要である。日本では、オーストラリアのフランチャイジング行為規則のようなフランチャイズ法が制定され、フランチャイズ法において、フランチャイズ加盟店団体の団体交渉権や集団ボイコットの権利が認められることが必要であると考ええる。

第4章 団体交渉に関する委員会への意見

調査報告書には、Hardy 博士と McCrystal 教授の提言以外にも、委員会へ提示された賛成意見が書かれている⁽³⁷⁾。勧告の追加項目に影響を与えた意見もあるため、紹介する。

職業・小規模事業部 (Department of Jobs and Small Business) は、団体交渉の合法化は、官僚主義 (red tape) を減らし、フランチャイザーとフ

⁽³⁷⁾ Parliamentary Joint Committee on Corporation and Financial Services, *supra* note 11, at 196-198.

ランチャイジーの力の不均衡を解消に役立つとの意見を出している⁽³⁸⁾。ビクトリア州小規模事業委員会（Victoria Small Business Commission）は、フランチャイジー間に共通する問題に関するフランチャイザーとの紛争に関して効率的な解決手続となるとの意見を示している⁽³⁹⁾。そして、オーストラリア自動車ディーラー協会（Australian Automotive Dealer Association）は、団体交渉は関係が悪化した時の異例な解決策ではなく、フランチャイジーとフランチャイザーの標準的な取り決めの一部となるべきであるとの意見を出している⁽⁴⁰⁾。

ニューサウスウェールズ州小規模事業委員（NSW Small Business Commissioner）は、フランチャイジーはしばしば共通の不満を有しており、フランチャイジー同士が競争する事を望まないとした上で、アメリカでの調査結果を根拠に、団体交渉がフランチャイザーとフランチャイジーの協力関係を促進するという結果になっていると指摘している。この調査結果によると、アメリカの154のフランチャイズチェーンにおいて、団体交渉の結果、フランチャイズ契約が締結されている期間が平均よりも21%も長くなり、フランチャイザーによる契約解除や不更新も平均より少なくなり、競業避止義務の期間も平均より29%も少なくなっているとの結果が出ていた⁽⁴¹⁾。

クイーンズランド州法律協会（Queensland Law Society）は、委員会の

(38) Department of Jobs and Small Business, Submission on Potential ACCC Class Exemption for Collective Bargaining, 2 October 2018, at 2-6.

(39) Victorian Small Business Commission, Submission on Potential ACCC Class Exemption for Collective Bargaining, 21 September 2018, at 2.

(40) Australian Automotive Dealer Association, Submission on Potential ACCC Class Exemption for Collective Bargaining, 21 September 2018, at 3.

(41) NSW Small Business Commissioner, *supra* note 24, 21 September 2018, at 2-3, 9-10.

コンビニの問題を適切に解決する仕組みとしての加盟店と本部の団体交渉を目指して

勧告を支持しつつ、複数店を所有するフランチャイジーの意見が余りにも大きくなり、その他のフランチャイジーの意見が考慮されないようにするために、複数店所有フランチャイジーに対する適切な規定の必要性を指摘している⁽⁴²⁾。

オーストラリア法律協会ビジネス法部門 (Business Law Section of the Law Council of Australia) は、委員会の勧告を支持しつつも、契約で当事者は団体交渉の当事者とならない旨の条項があった場合に、フランチャイジーが団体交渉権を持つことができるか否かについて懸念を示している⁽⁴³⁾。このオーストラリア法律協会ビジネス法部門の意見が勧告の内容に影響を与え、団体交渉を制限することを目的としたあらゆる契約条項は不公正契約条項法のもとで違法となるという勧告の追加項目となった。

なお、第3章で紹介した Hardy 博士と McCrystal 教授は、集団ボイコット以外にも、団体行動をフランチャイズビジネスモデル、紛争解決、そして情報の共有にも拡大すること提言しているが、この提言を委員会は支持し、勧告の追加項目となっている⁽⁴⁴⁾。

第5章 結びにかえて

コンビニ加盟店団体に団体交渉権を認めなかった日本の中労委とは異なり、今回の委員会の勧告は、フランチャイジング行為規則を改正し、フラ

(42) Queensland Law Society, Submission on Potential ACCC Class Exemption for Collective Bargaining, 21 September 2018, at 3-4.

(43) Small and Medium Enterprise Committee of the Business Law Section of the Law Council of Australia, Submission on Potential ACCC Class Exemption for Collective Bargaining, 5 October 2018, at 1-2.

(44) Parliamentary Joint Committee on Corporation and Financial Services, *supra* note 11, at 201.

ンチャイジーに実行可能な団体交渉権を認めるというものである。この動きは、コンビニ加盟店団体とコンビニ本部が話し合う機会すら持つことのできない日本からすれば、学ぶべきことである。

しかし、委員会勧告においては、本部は加盟店団体と団体交渉を強制されることはないとされている。この点は、日本の参考にはならない。なぜなら、既に述べた通り、団体交渉権を持たない日本のコンビニ加盟店ユニオンは再三にわたり、本部との団体交渉の申入れを行っているが拒否されている⁽⁴⁵⁾。強制力のある団体交渉が認められなければ、加盟店は本部と話し合いの機会を持つことができないからである。

強制力の付与という点について、オーストラリアでは、集団ボイコットの権利を加盟店団体に認めるかどうか議論されていた。日本においても、オーストラリアと同様に強制力のある団体交渉権が認められ、団体交渉によりコンビニ加盟店オーナーがおかれている状況が改善されなければならない。したがって、より実効性のある団体交渉が実現するためにも、集団ボイコットないしは団体行動権（争議権）に類した権利もコンビニ加盟店団体に認められるべきである。

そして、さらに参考になる点は、オーストラリアでは、フランチャイズ加盟店団体が団体交渉権を持つべきか否かの議論がフランチャイズ法のレベルでできているという点である。すなわち、オーストラリアにはフランチャイズ法があるため、その内容をどうするのか、さらにいえばフランチャイズ産業、フランチャイズシステム、フランチャイズ契約がどうあるべきかというフランチャイズに焦点を当てて議論をすることができてい

(45) コンビニ加盟店ユニオン HP、前掲・注(31)。もっともコンビニ加盟店ユニオンは、中労委の命令取消し処分に対して行政訴訟を行うとしており、コンビニ加盟店ユニオンの主張が裁判で認められれば、コンビニ加盟店ユニオンは、労組法で認められた団体交渉権を持ち、本部が団体交渉を拒否すれば、不当労働行為となる。

コンビニの問題を適切に解決する仕組みとしての加盟店と本部の団体交渉を目指して

る。一方で、日本にはフランチャイズ法はない。したがって、日本では、団体交渉権の問題を議論するにあたり、コンビニ加盟店オーナーが労組法上の労働者であるか、コンビニ加盟店ユニオンがその労働者で組織される労働組合であるかどうかを議論しており、フランチャイズの問題ではなく、労働者とは何かという議論がなされている。

現在のフランチャイズ契約ではコンビニ加盟店オーナーは労組法上の労働者性が認められてしかるべきである、すなわち、労組法上の労働者の権利を持った事業者であると筆者は考えている。しかし、コンビニ加盟店オーナーが労組法上の労働者であるか否かという議論は、コンビニ加盟店ユニオンが団体交渉権を得るための手段であって目的ではない。目的は、コンビニ加盟店ユニオンが団体交渉権を得ることにある。コンビニ加盟店ユニオンが団体交渉権を得ることにより、コンビニフランチャイズ契約が改善されコンビニ加盟店オーナーが社会インフラとなったコンビニを支えるだけの生活ができるようになり、日本のコンビニフランチャイズ産業がさらなる発展を遂げることであったはずである。日本では、この目的に焦点が当てられる議論が不十分である。これも日本にフランチャイズ法がないためである⁽⁴⁶⁾。

(46) フランチャイズ規制法の必要性については、拙稿「今、なぜフランチャイズ規制法が必要か。」前掲2019年6月号75頁参照。なお、上記拙稿では、フランチャイズ規制法に規定されるべき内容についても述べた。なお、フランチャイズ規制法には、フランチャイジーに団体交渉権を与える契約締結前の情報提供義務、コンビニ会計規制、近隣出店規制、本部による契約の不当な更新拒絶規制などが含まれるべきである。フランチャイズ契約締結準備団体における情報提供義務については、拙稿「フランチャイズシステムとフランチャイズ契約締結準備段階における売上予測 (1) (2・完)」大阪学院法学29巻2号149頁以下(2003年)、30巻1・2号55頁以下(2004年)参照。コンビニ会計については、拙稿「フランチャイズ契約における廃棄ロスとチャージ、そして見切り販売制限 (1) (2) (3) (4・完)」愛知大学法経論集187号47頁以下、(2010年)、189号83頁以下、190号35頁以下(2011年)、195号1頁(2013年)、拙稿

そして、日本にフランチャイズ法がないがために、コンビニを含めたフランチャイズ契約による本部と加盟店の紛争に対して、一般法である民法が適用されることになってしまっている点も問題である。民法レベルの議論になると、対等な当事者による契約を前提に議論される。優越的な地位にある本部に有利な契約条項を加盟店に強制するような状況であっても、契約自由の原則からそれを締結した加盟店は契約に従うしかない状況、すなわち、泣き寝入りするしかない状況に陥ってしまっている。

そこで、現在では、独禁法などの経済法によるコンビニ問題の解決がなされようとしている。中労委は、2019年3月15日の命令交付で、コンビニ加盟店と本部の問題解決については、「交渉力格差は、使用者と労働者との間の交渉力格差というよりはむしろ、経済法等のもとでの問題解決が想定される、事業者間における交渉力格差とみるべきものである。」と述べて、経済法によるコンビニ加盟店と本部との間に生じるコンビニ問題解決を提案している⁽⁴⁷⁾。実際、2019年4月16日の参議院経済産業委員会において、辰巳孝太郎参議院議員が「コンビニで24時間営業を本部が強制する契約は独禁法上の優越的地位の濫用に当たらないか」という質問に対し

「コンビニフランチャイズ本部による廃棄ロス助成金制度の批判的検討——食品廃棄ロスを減らし、コンビニ加盟店の収益をあげるために」愛知大学経営総合科学109号22頁以下（2018年）参照。近隣出店の問題については、拙稿「フランチャイズ本部によるフランチャイズ加盟店の商圈侵害に対する規制を目指して——フランチャイズ本部によるフランチャイズ加盟店店舗の近隣出店を規制することはできるか」愛知大学法経論集216号1頁以下（2018年）参照。本部による契約の不当な更新拒絶については、拙稿「フランチャイズ契約の更新拒絶について」愛知大学法経論集213号1頁以下（2017年）参照。

(47) 中央労働委員会「セブン-イレブン・ジャパン不当労働行為再審査事件（平成26年（不再）第21号）命令書」134頁。中央労働委員会「ファミリーマート不当労働行為再審査事件（平成27年（不再）第13号）命令書」130頁。

コンビニの問題を適切に解決する仕組みとしての加盟店と本部の団体交渉を目指して

て、公正取引委員会委員長杉本和行氏は、そのような強制が行われた場合は、フランチャイズ契約が優越的地位の濫用に当たる可能性がある旨を答弁している⁽⁴⁸⁾。そして、2019年4月24日の公正取引委員会事務総長定例会見において、事務総長は「契約期間中に事業環境が大きく変化したことに伴って、取引の相手方が、この場合には、オーナー側ということになると思いますけれども、優越的地位にある者に対して、契約内容の見直しを求めたにもかかわらず、その優越的地位にある者が見直しを一方向的に拒絶することが、独占禁止法に規定します優越的地位の濫用の一つの形態であります「取引の相手方に不利益となるように取引を実施すること」、それに該当するというような場合には、独占禁止法上の優越的地位の濫用に当たるということとなります。ですから、そうした可能性は排除はされないというふうに思います。」と述べている⁽⁴⁹⁾。公取委の事務総長は、事業環境の変化があった場合に、加盟店が求めた契約の見直しを本部が拒絶することは優越的地位の濫用になる可能性を示唆しているのである。このように、日本において、独禁法によるコンビニ加盟店と本部間のコンビニ問題解決の動きが起きていることは確かである。

しかし、2009年の見切り販売制限を行ったセブン-イレブン・ジャパンに対する公正取引委員会の排除措置命令以降も見切り販売を行う加盟店が少ないことを考えると、独禁法のみによるコンビニ問題解決も限界があるように思える⁽⁵⁰⁾。しかも、独禁法には、フランチャイズ加盟店の団体交渉

(48) 「独禁法違反ありうる コンビニ契約辰巳氏に公取委委員長参院経産委員会」 しんぶん赤旗2019年4月17日 <https://www.jcp.or.jp/akahata/aik19/2019-04-17/2019041715_01_1.html> accessed on 2019.5.5.

(49) 2019年4月24日公正取引委員会事務総長定例会見 <https://www.jftc.go.jp/houdou/teirei/2019/apr_jun/kaikenkiroku190424.html> accessed on 2019.5.5.

(50) 拙稿「コンビニフランチャイズ本部による廃棄ロス助成金制度の批判的検討——食品廃棄ロスを減らし、コンビニ加盟店の収益をあげるために」愛知大学経営総合科学

権や集団ボイコットを認める根拠となる規定はない。

やはり、日本において、このようにコンビニ問題を独禁法のような経済法によって解決を目指すのなら、コンビニ問題解決のためにより具体的に適用範囲を明確化したフランチャイズ法が必要である。本稿で検討したオーストラリアにおいても、オーストラリア競争・消費者法を、フランチャイズ問題解決のためにより明確化・具体化したものがフランチャイジング行為規則であり、今回はこのフランチャイジング行為規則の見直しを検討されている。オーストラリアでは、フランチャイジング行為規則があるがゆえに、よりフランチャイズ問題に特化した議論が可能になっている。日本においても、フランチャイズ法ができれば、フランチャイズ加盟店と本部の団体交渉の問題についてはもちろん、コンビニ問題をはじめとしたフランチャイズの問題に特化して議論することができる。

日本にフランチャイズ法は必要である⁽⁵¹⁾。このフランチャイズ法によって、コンビニ加盟店団体に団体交渉権が認められ、コンビニ加盟店団体と本部が話し合いによってコンビニ問題を解決する日が来ることを願ってやまない⁽⁵²⁾。

109号40頁以下（2018年）参照。

(51) 日本共産党は2019年6月7日にフランチャイズ法の制定を求める緊急提言を行っている。このように日本において、フランチャイズ法の制定を求める動きがないわけではない。<http://www.jcp.or.jp/akahata/aik19/2019-06-08/2019060806_01_0.html> accessed on 2019.6.18. なお、コンビニ問題については、辰巳孝太郎参議院議員に様々なご教示をいただいている。厚く御礼申し上げます。

(52) なお、本稿は、全米セブン-イレブン加盟店団体連合（The National Coalition of Associations of 7-Eleven Franchisees (NCASEF)）の副議長である Michael Jorgen 氏からオーストラリア議会の動きを紹介されたことをきっかけとする。Michael Jorgen 氏には深く感謝申し上げます。なお、アメリカでは、州法でフランチャイズ加盟店団体の団結権を認めるフランチャイズ法を持つ州は複数ある。現在、アメリカ合衆国では11の州が、フランチャイズ加盟店の団結権を保障している。アーカンソー

コンビニの問題を適切に解決する仕組みとしての加盟店と本部の団体交渉を目指して

(本研究は2018年度公益財団法人日東学術振興財団の助成による成果の一つである。)

州、カリフォルニア州、ハワイ州、イリノイ州、アイオワ州、ミシガン州、ミネソタ州、ネブラスカ州、ニュージャージー州、ロードアイランド州、ワシントン州である。しかし、フランチャイズ加盟店団体の団体交渉権を認めるフランチャイズ法を持つ州はない。

また、本稿の執筆にあたり、勉強会に出席させていただく等、コンビニ加盟店ユニオンの関係者には多大な研究上の示唆をいただいた。特に、コンビニ加盟店ユニオン副執行委員長の高橋義隆氏からは、本稿に関係するオーストラリアのコンビニ問題の議論状況についても情報提供をいただいた。コンビニ加盟店ユニオン関係者のみなさまと高橋氏にここに改めて御礼申し上げたい。